

## 第133回行政改善推進会議 議事概要

- 1 日 時：令和6年12月19日(木)14:00～16:00
- 2 場 所：中央合同庁舎第2号館 1006会議室 (Web会議併用)
- 3 出席者 (敬称略)  
座 長 江利川 毅  
梶田 信一郎  
齋藤 誠 (Web)  
榊原 一夫 (Web)  
高橋 滋 (Web)  
星 政良  
南 砂  
事務局(総務省) 行政評価局長 菅原 希  
大臣官房審議官 中井 亨  
行政相談企画課長 徳満 純一  
行政相談管理官 中山 徹  
行政評価制度研究官 萬谷 優人 (Web)

### 4 議 題

#### ○ 審議案件

早生まれの多胎世帯における高等学校等就学支援金の所得要件の判定基準の取扱いについて (新規案件)

## 5 議事録

### ○ 審議案件

早生まれの多胎世帯における高等学校等就学支援金の所得要件の判定基準の取扱いについて（新規案件）

（事務局）

それではおそろいですので、少し早いですが、第 133 回の行政改善推進会議を始めさせていただきますと思います。

本日は齋藤構成員と高橋構成員、榊原構成員はオンラインでの御参加となっております。

また、文部科学省につきましては国会対応等が入ってしまったものですから、急きょ欠席ということにさせていただいております。

それでは、議事の進行を江利川座長に御一任したいと思います。座長、よろしく願いいたします。

（江利川座長）

行政改善推進会議を始めさせていただきます。

議題ですが、早生まれの多胎世帯における高等学校等就学支援金の所得要件の判定基準の取扱いについて、まず事務局から説明をお願いします。

（事務局）

事務局の方から御説明をさせていただきます。お手元に整理をさせていただいた資料を御用意いたしました。

まず資料の 1. で本件の端緒となりました行政相談の中身について御説明をしております。相談の内容としては、高校 2 年生の双子につきまして、早生まれであったために所得要件を満たさないということで就学支援金を受けることができなかったというものでございました。

関係する制度を 2. で整理をさせていただいております。本件で問題になっております高等学校等就学支援金は高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づきまして、国が高等学校等に就学する生徒の授業料について支援を行うというものでございます。支援金には所得制限がございまして、その基準は住民税の課税標準額を使っており、課税標準額が暦年単位でございまして、早生まれの高校 2 年生は就学支援金の申請時では、16 歳からの扶養控除が基準額には反映されないということで、所得制限に引っかかりまして、支援金が受給できない場合がありました。

この不公平を解消するため、令和 4 年 7 月に、早生まれで 16 歳になる生徒につきましては、支援金の基準額の算定にあたりまして、課税標準額から扶養控除の場合と同額の 33 万円を差し引く特例措置が設けられました。

このように一定の救済措置は講じられていますが、本件の端緒となりました相談のように、まだ問題があり、資料の4ページに本件に関する論点を整理させていただいています。

現行では基準額の調整を申請単位、つまり、一人一人の生徒単位で調整を行う仕組みですから、高校2年生の双子が遅生まれであれば二人分の66万円が扶養控除で控除された額が基準になって判定をされますが、早生まれの場合ですとそれぞれの申請で一人分の33万円ずつしか調整されないこととなります。この結果、場合によっては二人とも支援金が受給できないといったことが起こり得る点に関しまして見直しの余地があると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(江利川座長)

本来なら、文部科学省から説明をいただくことになっていますが、国会関係の対応で急きょ来られないこととなりました。事務局の方で預かっているようですので、事務局から文部科学省からの説明をしてください。

(事務局)

引き続き事務局から文部科学省さんの見解として、メモを頂戴しておりますので、代読をさせていただきます。

資料としましては、5ページからの4.の文部科学省の説明というところで、整理をさせていただいております。それでは代読をさせていただきます。

本日は、弊省で所管する高等学校等就学支援金に関する早生まれの多胎世帯における所得要件の判定基準の取扱いについて御議論いただくことと承っておりましたが、直前になり国会質疑等の外せない用務との調整がつかず、欠席となりましたことお詫び申し上げます。

弊省からの説明につきましては、資料4番、今御紹介しました資料の5ページ以降でございます。4番の文部科学省の説明にまとめさせていただいております。1.及び2.においてはこれまでの経緯や現行の制度について触れさせていただいております。次の7ページ以降の3.以降において今後に向けた考え方を整理しております。

3.に記載のとおり、今後の制度の見直しに向けて、本人以外に対して特例を拡大するという法制的な論点や、高校生等が申請する際の手続や都道府県等が認定する際の事務処理のあり方という実務的な論点等、精査が必要な点がございます。今後、これらの点について、都道府県等に対するアンケートや法令改正の検討・調整を進めた上で、令和7年冬頃までに、制度見直しの方針を決定する方向で前向きに検討を進めさせていただき所存です。

なお、高校段階の無償化について様々報道されているところですが、弊省において政党間の協議の状況については承知しておらず、現時点で御説明できることはございませんので、御参考にお知らせさせていただきます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

(江利川座長)

事務局から文部科学省の説明を代読しましたが、さらに事務局から補足がありましたらお願いします。

(事務局)

事務局の方から文部科学省さんからいただいた説明の内容を踏まえまして、論点を再度整理させていただきます。

資料は 11 ページ以降、図で整理をさせていただいております。

文部科学省からのコメントにはなかったのですが、相談の事案にございました双子以外にも、年子で、片方が高校 2 年生で早生まれの場合にも同じ問題があるということで、文部科学省さんの方から整理をさせていただいております。

それを踏まえまして、整理をしたのが 11 ページからの資料でございます。

若干先ほどの御説明と繰り返しになるところはありますが、算定基準の調整を申請単位、つまり一人一人の生徒単位で行う現行制度におきましては、早生まれの高校 2 年生に高校就学中の双子又は年子のごきょうだいがいらっしゃる場合ですが、この高校 2 年生の方自身の申請ではなくて、そのごきょうだいの申請の際に早生まれの高校 2 年生の扶養控除が反映されないということが原因になりまして、そのごきょうだいの分の支援金が受給できない場合があります。特に双子の場合ですと、これがそれぞれの申請で起こりますので、二人とも受け取れないといったことが起こり得る状況でございます。

この点は、教育費を実際に負担する家計の単位で考えますと、全く同じ家族構成、あるいは同じ所得規模の御家庭であったとしても、高校 2 年生のお子様は早生まれか遅生まれかという違いのみにより、きょうだいである高校生が就学支援金の支給対象になるかならないかといったところに差が出てくるものですから、この点が論点であると考えています。

事務局からの補足は以上でございます。

(江利川座長)

ただいまの説明に御質問がありましたら、どうぞお願いします。あるいはこの問題に関する御意見でも結構ですので、意見がありましたらお願いします。

高橋先生いかがでしょうか。

(高橋構成員)

結局、所得要件は世帯で考えている一方、申請者は本人ということでこういう問題が起きているわけです。他の世帯構成員と現に就学されている方とでは、その性格が違いますので、ミシンの入れ方が少し単純すぎたのかなという気がしております。そこは、バランスがいい

ところで双子と年子の方においてミシンを入れていただくことをぜひ文部科学省にお願いしたいと私自身思っております。以上でございます。

(江利川座長)

ありがとうございました。他に御意見はいかがでしょうか？

今の高橋先生のお話がこの会議の意見の集約のような感じがします。この方向で進めていただくように文部科学省に働きかけをしてもらえればと思いますが、事務局の方で何かありますか。

(事務局)

問題提起をさせていただいた点を文部科学省としても受け止めて、ごきょうだいにつきましても調整をしていただくよう、(文部科学省に) 求めるとの御意見と認識させていただきました。文部科学省さんからも先ほどの御説明どおり、前向きに検討を進めるということです。すでにコメントをいただいているところではございますが、推進会議での御意見を改めお伝えをするとともに、事務局としましても、この見直しを実現をしていくように、これから文部科学省の動向をしっかりと追ってまいりたいと思います。

(江利川座長)

スケジュール感はどうなっていますか。

(事務局)

基本的にはこれから本格的な調整を進めるということで聞いており、資料の 9 ページに今後の大まかな見通しを記載しています。来年の夏頃までに都道府県等の認定権者に対してアンケートを取るのと並行して、法令改正の検討調整を進め、それから大体来年の夏から冬頃にかけて、法制的な論点について、法制局等との調整や都道府県との実務的な問題点の洗い出しと調整ということになると思います。そして、来年の冬頃には、見直しの方針を決定したいということで聞いております。

(江利川座長)

アンケートは、夏頃にアンケートを実施するのか、それとも結果をまとめるのかどちらでしょうか。

(事務局)

そこは改めて確認してまた御報告させていただきます。

(江利川座長)

夏頃までにアンケート結果がまとまってないとその後の検討調整が予算編成までに間に合わないことが考えられます。制度の見直しの方針決定は予算にもかかわってくる部分もありますよね。翌年度の予算要求に反映させなければいけませんから、我々としても議論をした話ですのでできるだけ早く予算要求に反映してもらおうように間に合うようなスケジュールで作業してもらおうことをぜひ文部科学省に強く要請してください。

(事務局)

承知しました。内容を含めまして、文部科学省に強く求めていきたいと思います。

(江利川座長)

齋藤構成員から何か追加してお話をされることはございますでしょうか。

(齋藤構成員)

今、お話にありましたようにできるだけ迅速に見直しを図られることを要望いたします。

あと、現在、生年月日だけをデータとして出せばできるという特例になっていますので、それに比べれば事務の負担は各所で増えるわけですが、それでもやはり都道府県、それから保護者の方々にとって、できるだけ簡便、迅速に支給がなされるというような見直しがなされることをお願いしたいと考えます。以上です。

(江利川座長)

ありがとうございました。榊原構成員からはありますか。

(榊原構成員)

都道府県の認定権者とか事務の負担が大変なのでやめますというふうなことにならないように、そういった事務負担について大変なこともどうやってクリアするか、積極的な方向で御検討いただければなと思っております。以上です。

(江利川座長)

ありがとうございます。会場の方の三人の方々はいかがでしょう？

(星構成員)

文部科学省自身も前向きに進めたいとの話でしたからね。こういうスケジュールが出てきましたので、様子を見るしかないのかなと思っております。

(南構成員)

私も同じでございます。

(梶田構成員)

できるだけ早く検討していただきたい。

(江利川座長)

それでは各構成員の意見も添えて文部科学省によろしく伝えてください。

(事務局)

承知しました。

(江利川座長)

以上で議事を終了したいと思います。

(事務局)

次回は年明け令和 7 年 3 月 5 日午後です。具体的な日程が決まりましたら御都合を伺いますのでよろしくお願いします。